

外部評価免除に係るQ&A

免除要件について

(問1) 市町村へ運営推進会議の開催を通知しても、他の会議や事業等と日程が重なり、市町村等職員がやむなく欠席せざるを得ない場合もある。会議の開催通知は通知したが市町村側の事情で欠席となった場合であっても、免除とならないのか。

⇒ 市町村職員又は地域包括支援センター職員の出席については、やむを得ず出席できないことがあることを考慮し、当該会議の議事録を市町村が確認することで出席とみなすこととします。

(問2) 免除要件のうち、運営推進会議に関する要件のみが大きなウエイトを占めているが、全体的な評価内容をみて免除要件とすべきと思われる。たとえば、外部評価結果様式中、「次のステップに向けて期待したい内容」がすべて空欄（なし）の場合に免除とする等。

⇒ 次の理由により、「次のステップに向けて期待したい内容」がすべて空欄であることだけを以って「免除」とはしません。

- ① 外部評価は、一概に良し悪しを評価するものではなく、各事業所の取り組み等について評価するものであります。よって、空欄であるか否かではなく、適切に取り組みがなされているかを指定権者である市町村が確認すべきである。
- ② 「次のステップに向けて期待したい内容」が空欄か否かで免除を決定することとなると評価結果決定の際に事業所と評価機関の間で混乱が生じることが想定される。
- ③ その他の要件として、運営推進会議の開催（年 6 回以上）があるが、運営基準で定められているものであり、免除要件に加えることは適切であると考えます。

(問3) 免除要件（4）の「適切であること」の判断基準はどのようになるのか。

⇒ 取り組みが適切であるか否かについては、「次のステップに向けて期待したい内容」欄の記載の有無ではなく、事業所において記載する「実践状況」の内容や各事業所の開設経過年月日、過去の外部評価結果等も考慮し、各市町村において判断することとします。

(問4) 運営推進会議の開催頻度は、市町村の指導により、会議の目的が達成されると事業者において判断される場合には、3月に1回以上の開催でも可とされている。このような市町村の指導であっても、免除要件に該当しなくなるのか。

⇒ 会議の目的が達成されているとしても、運営基準により、運営推進会議はおおむね2月に1回以上開催することと定められておりますし、免除要件については平成21年6月に周知済みです。また、基準どおりに開催している事業所との公平性の観点から考えても、基準以下の会議開催の事業所を免除することは認められません。

ただし、平成21年6月1日に免除要件を記載した実施要領を改正したことから、免除要件の周知期間を考慮し、平成21年度の運営推進会議の開催回数については、5回（6回×10/12）でも可とすることとします。（平成22年度以降については、年度内に6回以上開催することが必要です。）

外部評価免除に係るQ&A

事業所から市町村に対する同意交付申請の時期について

(問5) 市町村への同意交付申請の時期について、特に定められていないが、いつから届出を受理してもらえるのか。

⇒ 免除の要件を全て満たせば、いつでも申請は可能ですが、ほとんどは運営推進会議の一定数を開催することが要件を満たす最後の条件になると思いますので、「運営推進会議6回目（平成21年度は5回目）を開催した後」＝「市町村への同意交付申請を提出」と考えていただければと思います。

ただし、運営推進会議6回目（平成21年度は5回）開催の後に、外部評価結果が確定される場合は、取扱が異なってきます。

具体的な申請時期は下記のとおりです。

例①

訪問調査 → 評価結果確定(WAMNET公表) → 運営推進会議6(5)回目開催の場合

平成○年12月15日 訪問調査

平成○年1月30日 評価結果確定(WAMNET公表)

→市町村へ評価結果及び目標達成計画を提出

平成○年3月10日 運営推進会議6(5)回目開催

→市町村へ同意交付申請書(様式1)を提出

※記載できない部分がある場合は、申請不可

→市町村から同意書(様式2)受領

平成○年4月末日まで県長寿社会課へ免除の申出書(様式3)を提出(様式2を添付)

平成○年5月末日 県長寿社会課より免除受理(不受理)通知書(様式4)送付

例②

訪問調査 → 運営推進会議6(5)回目開催 → 4/16以前に評価結果確定(WAMNET公表)の場合

平成○年2月28日 訪問調査

平成○年3月10日 運営推進会議6(5)回目開催

平成○年4月16日 評価結果確定(WAMNET公表)

→市町村へ評価結果及び目標達成計画を提出すると共に、

同意交付申請書(様式1)を提出

※記載できない部分がある場合は、申請不可

→市町村から同意書(様式2)受領

平成○年4月末日まで県長寿社会課へ免除の申出書(様式3)を提出(様式2を添付)

平成○年5月末日 県長寿社会課より免除受理(不受理)通知書(様式4)送付

例③

訪問調査 → 運営推進会議6(5)回目開催 → 4/17以降に評価結果確定(WAMNET公表)の場合

平成○年2月28日 訪問調査

平成○年3月10日 運営推進会議6(5)回目開催

平成○年4月17日 評価結果確定(WAMNET公表)

→市町村へ評価結果及び目標達成計画を提出すると共に、

同意交付申請書(様式1)を提出

※記載できない部分がある場合は、申請不可

→市町村から同意書(様式2)受領

平成○年5月1日まで県長寿社会課へ免除の申出書(様式3)を提出(様式2を添付)

平成○年7月頃 県長寿社会課より免除受理(不受理)通知書(様式4)送付

4/17以降に評価結果確定の場合は、評価結果確定日に14を加えた日(土日祝日の場合は、翌営業日)が県への提出期限となります。

外部評価免除に係るQ&A

事業所から県に対する免除申請の時期について

(問6) 県への提出期限に「4月末日」のほか、「外部評価の公表日（評価確定日）から14日を経過した日」が盛り込まれているが、その趣旨について教えてほしい。

実施要領第3の3（3）抜粋：市町村から同意書が交付された事業者は、外部評価を実施しないこととした年度の4月末日又は外部評価の公表日（評価確定日）から14日を経過した日のいずれか遅い日までに、外部評価免除の申出書（様式3）に市町村から交付された同意書（様式2）を添付し、県に申し出なければならない。

⇒ 2月～3月に訪問調査を受けた事業所の評価結果確定日は4月中旬以降になることが想定されます。よって、「外部評価の公表日（評価確定日）から14日を経過した日」が適用される事業所とは、3月まで外部評価を受けたにも関わらず、4月16日までに評価結果が確定しない事業所が該当します。（免除にならないければ、本来は当該年度中に評価機関へ外部評価の申し込みをしなければいけない事業所）

また、「いずれか遅い日までに～」とされていますが、具体的な取り扱いは次のとおりです。

評価確定日（WAMNET掲載日）

4月16日以前・・・4月末日まで申請

4月17日以降・・・14日を経過した日まで申請（4/17であれば5/1）

※指定された日が土日、祝日の場合は、翌営業日を提出期限とします。

(問7) 期限までの書類の不備や同意（免除）不可となった場合には、外部評価機関への申込が必要となるが、すぐに調査日が確保されない場合もあり、公表日が年度前半の場合等に混乱が生じたりしないか不安である。

⇒ 平成21年度において、一番早い訪問調査日は7月20日頃（評価確定は8月若しくは9月）となっており、4月末日まで免除申請があった事業所に対しては遅くとも5月末日までに県から結果通知を行いたいと思いますので、仮に免除不可であったとしてもその後の対応は可能と思われれます。

なお、「外部評価の公表日（評価確定日）から14日を経過した日」が適用される事業所（外部評価訪問調査が2～3月の事業所）については、少数ではありますが、遅くとも7月頃までには結果を通知する予定です。

その他 ※免除とは直接関連のない内容であるが、今後の取り扱いに注意いただきたいもの

(問8) 平成21年6月開催の事業所説明会において、「利用者家族アンケートの結果をフィードバックしてほしい」旨を要望したが、その結果はどうなったのか。

⇒ 事業所毎、地域毎のフィードバックは、個人が特定される等の問題が生じることが懸念されるため不可であります。県内全事業所の集計結果をフィードバックすることは可能です。

ただし、この場合であっても、現在は利用者家族アンケートを家族の方に依頼する際に「ご記入・ご提出いただきました内容につきましては、外部評価の

外部評価免除に係るQ&A

調査資料、評価審査委員会の資料として使用する以外、外部に公表することはございません。」等と記載していることから、平成21年度のアンケート集計結果をフィードバックすることはできません。

よって、フィードバックについては、平成22年度アンケート回収分からとし、県で個人が特定されない範囲内で集計したいと考えます。

なお、フィードバックされた後、個人を特定する等の行為が行われた場合には、フィードバックについては取り止めせざるを得なくなりますので、十分に御注意くださるようお願いいたします。

(問9) 運営推進会議に外部評価機関の評価調査員から出席してもらい、評価結果について報告してもらうことは可能か。

⇒ 運営基準上、運営推進会議の構成員の中に「GH（小規模）について知見を有する者等」との記載があり、評価調査員（評価機関職員）が出席することは可能ではありますが、評価結果の報告については事業者側ですべきことであり、評価調査員に評価結果を報告させることは認められません。

また、評価調査員は、あくまでもオブザーバー的立場で運営推進会議に出席することは可能ではありますが、県の実施要領において、評価調査員が運営推進会議に出席する旨の規定はありませんので、出席の判断は、各外部評価機関の判断によることとなります。

(問10) 介護サービス情報の公表の基本情報項目中、「地域密着型サービスの評価の実施状況」の「実施した直近の年月日」とは、次のいずれの日を指すのか。

- ① 事業所内で自己評価を実施した日
- ② 外部評価の訪問調査日
- ③ 評価確定日（WAMNET公開日）

⇒ ②の外部評価機関の評価調査員が訪問した調査日とします。（現在、公表されている中で、①の日付を記載していると思われるものが多々見受けられますが、来年度の公表の報告の際に②の日付を記載するようお願いいたします。）

なお、この取扱いは、あくまでも介護サービス情報の公表制度の報告上の取扱いであり、外部評価制度の「前回実施した外部評価の公表日」は、「評価確定日（WAMNET掲載日）」となっておりますので、取扱いに御注意ください。